資　　料　　編

１　姶良市健康づくり審議会条例

平成 22 年３月 23 日条例第 111 号

（設置）

第１条　市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、姶良市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

（1）　各種健康診査に関すること。

（2）　健康教育、健康相談等健康づくりのための施策に関すること。

（3）　保健衛生思想の啓発及び地区組織の育成に関すること。

（4）　前３号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

（組織）

第３条　審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　市議会議員

（2）　関係行政機関の職員

（3）　本市の公共的団体の代表者

（4）　学識経験を有する者

（5）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

２　委員は、任期中にその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（書面による審議）

第６条の２　前条第３項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

２　前条第４項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　第１項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、健康保険課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 22 年３月 23 日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 26 日条例第８号）

この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年６月 24 日条例第 17 号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（委員の任期に関する経過措置）

２　第２条中第 16 条第１項の改正規定、第３条中第９条第５項の改正規定、第５条中第４条第１項の改正規定、第８条中第４条第１項の改正規定、第 17 条中第５条第１項の改正規定、第 19 条中第８条第１項の改正規定、第 20 条中第４条第１項の改正規定、第 21 条中第４条第１項の改正規定及び第 24 条中第

４条第１項の改正規定に係る改正後の委員の任期は、この条例の施行後初めて委嘱又は任命される委員から適用し、施行日前から現に委嘱又は任命されている委員の任期は、なお従前の例による。

附　則（令和５年 12 月 15 日条例第 20 号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　市長は、施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

姶良市健康づくり審議会委員名簿

－ 敬称略 －

代表区分	氏　　名
姶良市議会議長	小山田　邦弘
姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部長	遠矢　潤一
姶良地区医師会代表	永迫　博信
姶良地区歯科医師会　姶良市代表	内山　正
姶良地区薬剤師会　姶良市代表	新山　尚子
姶良市立小・中学校校長会代表	上村　嘉代
姶良市校区コミュニティ協議会連絡会代表	野口　治將
姶良市民生委員・児童委員協議会連合会代表	堀　朝子
姶良市高齢者クラブ連合会代表	若松　榮二郎
姶良市議会文教厚生常任委員会代表	小田原　優
姶良市母子保健推進員協議会代表	杉尾　育代
姶良市食生活改善推進員協議会代表	古城　るり子
姶良市立小・中学校養護教諭部会代表	山口　久美
姶良市ＰＴＡ連絡協議会母親代表	梅田　由梨佳

姶良市健康増進計画庁内検討会議委員名簿

職　　名	氏　　名
姶良市副市長	宮田　昭二
総務部長	今別府　浩美
市長公室長	堂路　温幸
企画部長	松岡　力
市民生活部長	猪俣　志郎
福祉部長	前薗　智雄
建設部長	若松　耕市
農林水産部長	萩原　安信
水道事業部長	村田　康弘
教育部長	北野　靖往
議会事務局長	原口　理恵
消防本部消防長	岸園　克己

第３次姶良市健康増進計画

令和７年３月発行

編集・発行／姶良市 市民生活部 健康保険課

〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地

TEL.0995-66-3111

FAX.0995-67-0095

ホームページ http://www.city.aira.lg.jp/